

平成23年度 第3回長野県地方税制研究会

日 時：平成24年3月27日（火）14時～16時

場 所：長野県庁議会棟第一特別会議室

1 開 会

（茅野税務課企画幹兼課長補佐）

大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第3回長野県地方税制研究会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議に入りますまで進行を務めさせていただきます、総務部税務課の茅野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

さて、前回も確認をさせていただいたところでございますけれども、県の審議会等は、原則公開としておりますので、ご了承いただきたいと存じます。また会議結果は、議事録の要旨を公表させていただきたいと思っておりますので、重ねてよろしく願いいたします。

また、本日、白戸委員さんから、所用のため急遽欠席というご連絡がありましたので、ご報告させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、長野県総務部長の岩崎弘からあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

（岩崎総務部長）

皆さん、こんにちは。総務部長の岩崎でございます。年度末の大変お忙しい時期にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

今回の会議でございますけれども、去る12月19日の第2回目の研究会で、委員の皆様から森林づくり県民税につきまして、3つほどご意見をいただいたと理解をしております。

1点目は、超過課税を行う理由の明確化、2点目としては、広域化及び全国的な実施について、3点目として、市町村との関係についてということであろうと思っております。今日はいただきましたご意見に対して、事務局のほうから、こちらの見解を説明させていただきたいと思っております。

また一方で、森林づくり県民税による施策のあり方、事業内容の検討については、森林づくり県民会議がございまして、そこでその森林づくり県民税の活用事業についての検証をしていただいております、その検証レポートがまとまっておりますので、担当課から、そのレポートについて説明をさせていただきたいと考えております。

以上の説明を申し上げました上で、税制面からご意見を賜りながら、次期の森林づくり県民税についてのご検討をいただきたいと考えております。

また、委員の皆様には、ぜひ忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(茅野税務課企画幹兼課長補佐)

ありがとうございました。

次に、お配りしてあります資料の確認をお願いしたいと思います。会議資料は、配付資料の一覧にプラスして、長野県森林づくり県民税のあり方に関する報告書、仮称でございますけれども、項目素案というA4のペーパーを1枚、追加させていただいておりますので、お手元にご覧いただけますか。資料はよろしいですか。

3 会 議

(1) 長野県森林づくり県民税について

(茅野税務課企画幹兼課長補佐)

それでは、これより会議に入らせていただきます。会議の進行は、座長さんをお願いすることとなっておりますので、青木座長さん、お願いいたします。

(青木座長)

座長の青木でございます。皆さんお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日も忌憚のないご意見をちょうだいいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

この研究会自体は2カ月ぶりということになっておりますが、ご存じのように専門部会、若手の税財政学者と若手の県職員の方々が合同で会議をする専門部会のほうを毎月開催をさせていただいております。それと同時に、私のほうも、これ財源を集めて使うのは林務のほうになりますので、林務の部局の方々とかなり頻繁に、東京事務所で面談をしていろいろご相談を申し上げているということで、研究会自体は久しぶりという感じになってしまっているんですが、かなり水面下ではいろいろな話を進めております。

その最終的な意見をいただくのはこちらの研究会になりますので、その水面下でいろいろやってきたことの中で、なかなか意見の難しいところを、今日、後ほどご意見をお伺いをしようというふうに思っております。

多分、この研究会、始まってまだ半年しか経っていないんですが、半年くらい前にはおおよそこの3月の、多分、年度末の時点で報告書ということで、報告書で次期、この超過課税を、第2期といいますか、また5年間続けるのか、続けないのかということの報告書をつくるという予定でいっております。それが、実をいいますと延びているということです。なぜ延びているのかは、後ほど先生方にご意見をいただきたいと思うんですが、なかなか難しい問題に直面しておりまして、どうそれを考えたらいいのかということがあって、少し研究会としても、あるいは林務のほうとの調整の上でも時間が必要になってきていて、理事者にもご承諾をいただいて、少し時期をずらして延ばしているということです。

ですので、また後ほど申し上げ、お伝えをさせていただきますが、4月、5月に同じく、やはり森林税でご審議をいただく、継続的にご審議をいただくと。ですから、3月を超してしまいますということをお伝えをさせていただきます。

その上で、お手元に追加の資料ということで、本日、先ほど急遽お配りさせていただく

ことにしました。これ、特に表にはこのままで出していただくと、まだまだ齟齬がありますのでなかなか難しいんですけども、あくまでメモ書きとさせていただければかまいません。これ研究会というよりも、座長私案という位置づけにしておいて、座長メモというふうにしていただいたほうが正確だろうというふうに思います。私の思いつきでメモを書いたものです。

単純に構成です。報告書、大きく分けると2つに分かれます。その上で、1番目がこれまでの実績、あるいは、これまでやってきたことが何だったのかというのが第1部になります。つまり森林税、ここでは仮称の森林税のままになっていますが、森林づくり県民税とはどういう税金なのか、その税金が長野として実施しているものの現状はどうなっているのか、これが(2)のところになります。そもそもつくったときの目標は何だったのか、どういう事業計画なのか。特に、今、先ほど総務部長からもお話ありましたように、超過課税でこれを賄う理由は何だったのかと、目標と、これは表裏一体というふうにお考えいただいてもかまいませんが、これを2番のところでは出ささせていただいて。ですから、5年前の多分議論されたことになるんだろうと思います。それに続いて3番目のところで検証、その設定された目標、目的は正しかったのでしょうか。あるいは、その達成状況はいかがなものなんでしょうか。さらに、それはどこに向かっていくんでしょうか。どの時点までいくんでしょうかということになるだろうと思います。

それで(4)のところで、課題及び改善点ということで、これまで5年間やられてきたことの中で、税の仕組みとして違和感がないのかどうなのか。ここで、実は後ほど委員の先生方に、3点ほどお伺いを立てさせていただいて、と思っております。

それに続いて、第2部のほうは、これから、では継続するというご予定でいるようですので、その継続するご予定はいかがなんでしょうかと。単純にいうと、更新というふうにとらえられてしまうかもしれませんが、税の次元でやっている税の場合には、最初、一から出直すつもりで考えたほうが正しいというのが当然のことだろうと思います。超過課税を、ですから継続する。あるいは、言葉を変えれば、今、申し上げたように、改めて超過課税を設定する理由はどこにあるんでしょうか。それによって目標とする到達点はどこにあるんでしょうかということも第2部のほうで書いて、さらにそれに続いて、総事業費をお出しをいただいて、これは何パターンか出すというケースもあるかもしれません。何もこれは決定、我々理事者ではありませんので、あくまで研究会ですので、幾つかの案をお出しをして理事者判断に委ねるということになるのかもしれませんが、その総事業費です。その総事業費から、今度は、今までのように均等割の超過課税でいくのであれば、その納税者数で割るということで税率、もしくは税額が出てくるということになるだろうかというふうに思っています。

最後のところで、上の、この過去5年間でやってきた上での課題及び改善点に対してどういう対応がなされ得るのか。この部分、直さないで継続すべきではないのか、それとも直さなくても大したことはないのか。それも含めてここで書くことになります。

こういうふうにして、今、おおよそ、これ構成ですので、文章、文言といえますか、表現自体はフィックスしたものでありませんので、またご意見、後でおかしいと思われたらいただければと思いますけれども。

こういうことを今、考えておまして、これを詰める上で、先ほど申し上げましたよう

に、3月の、今の時点でまとめることができずにあります。具体的にいきますと、1番の(4)の課題のところで答えが出せないのと、それに応じて2番のところ、これは林務の担当部局のほうでも、なかなか今後の事業内容についてなかなか詰め切れていなくて、つい最近までなかなか詰め切れなかったということもございまして、ちょっと時期がこの時点でずれ込むと、4月以降にずれ込んでしまいますということでおわびを申し上げつつ、改めてお願いをするところになります。

以上、これで見通しが、委員の先生方見えたと思いますけれども、この報告書をまとめて知事にご提出をして、知事のほうであとは最終的な、政治判断も含めてご判断をいただくということになりますけれども。

これのために、やはり大事なのが1番のところ、先ほど総務部長のほうからもお話ありましたように、過去5年間、3年、4年ぐらいしか数字は出ておりませんが、いかに成果を上げてきたのか、何を達成してきたのかというところが大事になってきます。

ですので、今日、まずは少し時間、20分か30分ぐらいかかっていますが、まずは担当部局のほうからご説明をいただいて、資料のご説明をいただいて、後ほどそれについて、委員の先生方からご質問あればお出しいただくと。さらにそれに加えて、課題として出てきている3つの検討課題、これについてご意見をちょうだいしたいというふうに思っておりますので。

まずは資料のほう、事務局のほうからご説明をいただきつつ、今の疑問点を中心にご説明いただければと思います。お願いいたします。

(濱村森林政策課企画幹兼課長補佐)

どうも、皆さん、こんにちは。林務部森林政策課企画幹の濱村と申します。

今日は貴重な時間をいただきまして、私ども次期森林税をお願いする立場として、資料に基づいて説明をさせていただければと思います。

まず、本県の森林の特徴、あるいはそのための、私どもの森林整備をする上での考え方、さらには森林税、これまで4年間、残り1年ですけれども、その成果を説明させていただきまして、最後に資料等、整っていないところがございしますが、県民会議でレポートが出ましたので、その概要を説明させていただいた上で、今後に向けた考え方をお話したいと思っております。よろしく願いいたします。それでは、失礼ですが、ちょっと座って説明させてもらいます。

まず資料1-1でございします。長野県の森林の特徴という形になっています。冒頭で、その特徴と森林整備の考え方を申し上げます。

黄色い枠になっておりますが、本県は、森林面積が全国第3位、106万haを保有しているという形で、これは北海道、それから岩手に次いで3番目です。一方、その中身を見ると、5ha未満の小規模な森林所有者が多く、全体の8割を占めているという状況です。これが例えば、先ほどの面積の大きい北海道ですと、こういった小規模の所有者というのは約5割ですし、あるいは2番目の岩手県ですと6割6分という形で、私どもの県は非常に、小規模所有者が多いといった形でございします。

これは森林整備を進めていく上でどういうことをもたらすかといいますと、整備をする上では、一人一人の所有者と折衝を図らなければいけないんですけれども、そのため、た

くさんの方々とその折衝を図るという形で時間もかかります。あるいは、相続等がうまくいっていなければ、その相続の人を追っかけていくために手間もかかるという形です。

あと、今度は現場に入ったときに、その境界を明確にしていかなければいけないんですけれども、そこでも非常に時間がかかるといったこと、そういったことから考えますと、一度に整備する面積自体が、やはりなかなか大ロットでできない、どうしても小さい面積でまとめてやっていくというような形になります。そのため、全国でも最も森林整備の推進が難しいと言われている県でもございます。

もう少し詳しく説明しますと、左は千曲市の例でございますけれど、グレーというか青色っぽいのが針葉樹でございます。それから黄色、橙色っぽくなっているのが広葉樹でございます。それを所有界ごとにちょっと線が入っていて区分けしてあるのがわかるかと思えますけれども、人家に近い里山を見ると、ここにはちょっと色が入っていませんが、その私有林が非常に多くて、また零細、あるいは分散している所有形態というのがわかるかと思えます。また針葉樹と広葉樹も混在しているというのがわかるかと思えます。このために非常に手入れが、今まで遅れてしまっているということです。そのために、木材としての価値がどうしても下がってきているというような木が多いという形でございます。また、こういったところは、先ほど申しましたとおり、不在村化だとか、あるいは所有者、所有界が不明確なところが多いという形で、非常に現場もスムーズにっていないという現状がございます。

一方、奥山、ここでいうと真ん中のグレーというか、青いところが多いところなんですけれども、ここはどちらかといいますと、市町村有林などの公有林が比較的多いところで、その区分を見ても面積が大きい傾向にございます。また針葉樹がまとまっているという形で、森林整備をする上でも非常にスムーズに、森林整備がしやすいところでございます。

次のページをご覧くださいいただければと思います。1番目、左側にありますけれども、人工林では全体の9割が実は間伐の時期を迎えているという形で下の棒グラフをご覧くださいいただければと思います。林齢の11歳から15歳、さらに56歳から60歳まで、ここまでがもう間伐期だというふうに私どものほうでは考えております。

特に、緊急に間伐が必要なところが、深緑の3本のところですね。50年生前後のところ、ここが実は間伐が必要な森林という形で大半を占めているというのが現状でございます。

先ほど申し上げましたとおり、その小規模だとか零細な所有形態が里山に多くあるという中で、里山の間伐推進というのは非常に難しいんですけれども、ここを緊急的、あるいは計画的に対応していかないと、私有林が多いという中から、管理放棄されがちな森林になってしまうという形です。既にそういう森林が多くなってきていると。また、それは結果として、山の荒廃にも進んできているという形です。

これはどういうことかといいますと、災害の危険が高まっており、森林行政の上で、県民の安全・安心な生活を守るという立場でも影響が出てきているという形です。また一方では、良質な木材の生産が困難ということも考えられるところでございます。

そこで、下の2番目のところに、本県の主な間伐事業の進め方というのがございますけれども、私どもとすると、こういった里山、奥山という考えも持ちつつ、重視すべき森林の機能、あるいは財政的な観点を踏まえまして、公共造林と、それから治山事業により、できる限り国庫の事業を活用してやっていきたいというふうに考えております。

具体的に説明しますと、右のほうのイメージ図をご覧くださいと思います。一番右にあります公共造林事業でございますが、これは奥山・里山に限ったものではなくて、どちらかといいますと、木材生産を主体とした国庫の補助制度によるものでございます。先ほども申し上げましたとおり、その整備のしやすいところが、どちらかという国の要件が当てはまりますので、進めております。森林経営、林業経営の基盤づくりという観点でも、国は力を入れているところでございます。

それから、真ん中が治山事業でございます。これもその奥山、あるいは里山に限らないものですが、守るべき森林を保安林として指定をいたしまして、森林整備、あるいはその施設整備を実施していくという中で、森林を維持しているといった形でございます。

最後、左側の森林税活用事業というところなんですが、ここが、繰り返しになりますけれども小規模零細、あるいは山の傾斜が急峻ということで、手間あるいは費用がかかるところで、公共造林事業、あるいは治山事業ではなかなか進めにくいために、手入が遅れているところでございます。こういったところに県独自の施策として森林税を入れて整備をし、健全な森林として育成するという考えで進めているところでございます。この森林税が始まった20年から新年度の24年まで計画、実績を見込みますと、おおむねここまでで、111,000haができる予定でございます。

私どもの計画の中では、25年度以降というのももう既に、税とは別に森林整備の計画を持っております。具体的には、25年度から、アクションプランの中では、残り157,000haが必要だというふうに考えております。内訳ですと、公共造林事業で85,200ha、治山事業で26,800haと。残りこの45,000ha、ここをどうしてもやっつけていかなければ間に合わないだろうと。ここが必要な間伐、里山の間伐だというふうに位置づけているところでございます。

しかし、ここをやっていくために、どうしても独自の財源が必要でございまして、まずこの5年間の里山における森林づくりの財源をちょっと説明させていただければと思います。次の3ページをお願いできればと思います。

これは、里山におけます、20年から24年までの森林づくりの推進をしております各事業でございます。黄色の色のついたのが森林づくり県民税を活用した事業でございまして、白いところがそれ以外の、通常事業でやってきたものでございます。なお、補足ですが、治山事業だとか林道事業だとか、里山の森林づくりに絡むものですが、そういったものは除いた形になっております。

ご覧のとおり、誤解のないように申し上げますと、私ども森林税を活用する上では、その活用事業と他の事業というのはしっかりすみ分けてやってきているところでございます。

また、それから一般財源の欄をご覧くださいと思います。一番右のほうの合計というところで、この5年間で、この里山における森林づくりで55億円ほど一般財源を活用しておりますけれども、これはどういうところに当たっているかといいますと、国の補助に対する県としての義務かさ上げだとか、あるいは義務負担だとか、あるいは市町村に対する義務補助だとかといった形で使っておりまして、ほかに回す余裕がないというふうに考えていただければと思います。

ほかの事業、小額で一般財源を使っているのがございますけれども、やはりこういったものも理事者の了解を得て、どうしても必要な事業だという形で進めているところでござ

います。そのため、なかなか自由に使える一般財源がないというふうに考えていただければと思います。

繰り返しですけれども、その里山の間伐というのは、迅速かつ計画的に進めていかなければならないというのが、私どもの県の特徴であり、一方で、その財源には、そこに回す余裕がないというのが現状でございます。私どもの本県の実情をぜひご理解いただければと思います。

それから、次の4ページでございますけれども、今まで森林税を使って、どのような成果が生まれてきているのかという形でございます。

これは、県民の皆様からいただいた森林税として、里山整備に向けて計画的に進めてきたわけでございますが、一人当たり500円をいただいている中で、一番上の目的別をご覧くださいただければ、そのうちの75%が手入れの遅れた里山での間伐といった形で使っております。また残りの21%は地域固有の課題に対応した森林づくりという形で、市町村と連携しながら里山整備を進めているといったもの。その最後の4%は、県民や企業の森林づくりの参加の促進を図るといった形で活用してきたところでございます。

それから、次の5ページをご覧くださいただければと思います。こういった形で取り組んできた中で、森林税を活用した事業からもたらされた成果という形でまとめてみたものでございます。

まず手入れの遅れております里山での間伐の推進でございますけれども、私ども「みんなで支える里山整備事業」といたしまして、計画23,400haに対しまして、おおむね96%の22,540haまで持ってくるというふうに見込んでおります。また、その他の事業におきましては、大体100%、あるいは100%を超える成果が達成できるのではないかとこのように考えております。

こういった中で、後の参考資料の中にも出ておりますけれども、森林からもたらされます多面的機能というものの、これの維持向上が十分図られたというふうには考えておりますし、また、その多面的機能の評価額というのが、実は数字上、出ておきまして、これは、この森林税を使ったものでは年間約130億円というふうに試算しております。この間伐によりまして、その130億円、森林の価値が維持されたというふうに考えておりますし、しいていけば、その森林税の平均税込額6億5,000万円の約20倍に相当する資産が維持されたというふうに考えることもできるかと思っております。

また、こういった取組によりまして里山の境界の明確化、あるいは森林の集約化が進むとともに、地域住民自らが主体的に整備の里山を活用しようという、そんな機運も高まっているところでございます。

とりわけ、住民の方々の安心・安全な生活を守る上では、下の写真の①でございますけれども、森林が持っている機能の森林土壌の流出を防止する、あるいは土砂災害や気象害に対する抵抗力、こういったものも上昇しておきまして、近年でいいますと、平成22年の上小地域などでは、こういった間伐によりまして災害の発生を抑制したり、また、災害の勢いをとめた事例というのも確認されているところでございます。

また下の3番目でございますけれども、間伐によりまして幹が太くまっすぐに成長しますので、将来的には非常に利用価値の高い木材を生産することも、私どもが目論んでいるところでございます。

次のページをお願いしたいと思います。2番目ですが、地域固有の課題に対応した森林づくりといったものがございますけれども、私ども、県の計画として「森林づくりアクションプラン」というものを持っております。それを踏まえてこうやって間伐等も進めているわけなんですけれども、その実現に向けましては、やはり市町村と連携していかなければ、効率的な森林整備はできないというふうに考えております。

どうしても私どもの県は広いため、地域によって樹種の違いというのがございます。そのために森林整備のやり方、あるいは、県が優先すべきものと、地域が優先すべきものの違い等が出てきてまいります。

また一方では、県が直接発注するよりも、やはり地域の課題を熟知し小回りのきく市町村が直接実施することにより、効率的な間伐等の森林整備が進むというふうに考えておりまして、「森林づくり推進支援金」を取り入れて進めてきたところでございます。その結果としまして、地域のより合い活動などの話し合いが活発化し、森林・林業に関する関心が高まったという声も聞きますし、参加されました数々の団体の方々からもお言葉をいただいております。特に地域から多くの声をいただいているのは、間伐あるいは緩衝帯整備などの森林整備の結果、野生鳥獣の巣となっていた、そういったところがきれいになったという形で、野生鳥獣被害が減少したと、こういった声も多く聞かれるところでございます。

最後、3番目の県民や企業の森林づくりへの参加等の促進でございますけれども、継続して森林づくりを進めていくためには、やはり県民の理解というのが必要だというふうに私ども思っております。森林づくりの必要性を周知、あるいは県民参加の仕組みづくりも進めてきたところでございます。

これは幾つかの事業をやっておりますけれども、特にその事業成果の2番目に書きましたけれども、企業の方々の森林整備への参加を促進するという意味合いで、「森林の里親促進事業」というのを行っております。企業が社会貢献という形で、森林整備等をやりたいといったところに対して、県が間に入って森林整備できるような市町村有林だとか、あるいは里山を紹介するような事業でございます。そういった企業のお金を借りて森林整備を進んだところが、1,150haもあったという形で、こうした地域においては、森林整備にとどまらず、企業と住民との交流も活発になったという声も聞いております。

また、地球温暖化対策としまして、そういった企業の森林整備で向上したCO₂の吸収量を認証する制度がございます。そこは、自家用車1,700台が年間に排出するCO₂に相当するという計算も出ているところでございまして。県民の皆様、それから企業とともに森林整備が進みつつあるというふうに、私ども考えているところでございます。以上が、主な成果でございます。

最後の7ページですけれども、実は、この森林づくり推進支援金の関係は、地域固有の課題に対応した森林整備を進める上で、私ども、アクションプランの実効性を高めるためにどうしても必要な事業だというふうに考えておりまして、若干、その辺補足説明をさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、本県の特徴として地域によって森林形態に差がありまして、課題においても千差万別なものでございます。そのため、地域固有の課題に対応するという形でこういった制度をつくっているんですが、交付対象者は市町村、それから、あるいは市町村から団体等への補助事業というのも対象としております。対象とするメニュー

一は、森林整備の推進、あるいは間伐材利用の促進、県民参加による森林づくりの促進といった形で、限定しているところでございます。

交付対象外事業というのが4番目でございますけれども、これは他の補助金と同様に国、県の補助金の対象となるもの、あるいは交付を受けたようなもの、これは対象外としております。

また5番目に、交付対象経費というのがございますが、交付対象事業の実施に要する経費から特定財源を控除した経費というふうになっておりまして、特に交付対象外経費というふうに書いてありますが、1番目の既存事業の財源振替とする事業に要する経費というのは、そもそもこれは交付対象から外しております。そういった意味で、既存の市町村の事業の財源補てんではないということを、ひとつご理解をいただければと思います。

またそれを、どういうふうにチェックするかということですが、右のほうのこの選定方法をご覧くださいければと思います。これは交付金ではなくて、私どもは補助金という形で扱っておりますので、一市町村幾らというような形でばらまく形、あるいは配分するものではございません。あくまでも市町村の申請に基づいて、1次選定、2次選定を行います。特に2次選定におきましては、地域会議の意見をいただきまして、その意見を踏まえて、地方事務所長が決定するという形になっております。

9番目の選定基準でございますが、1次選定におきましては、森林づくりアクションプランの計画を実現するために、この税の趣旨への適合性を見るといった形になっております。また2次選定におきましては、事業の必要性、具体性、有効性、継続性を踏まえて決定するという形になっておりまして、この23年度の実績で申し上げますと、申請が218件に対しまして、実際採択になっているのが140件といった形でございます。選定においても、しっかりとチェックをかけているといった形でございます。

最後の8ページをご覧くださいければと思います。左側が22年度までのこの森林づくり推進支援金の3年間の実績でございますが、右のほうをご覧くださいければと思います。森林税の透明性を確保するという意味で、全県的な県民会議と、地域が主体となった地域会議というのがございます。今の推進支援金は、この地域会議のほうで選定する形になっておりますが、これは10ございます地方事務所ごとにメンバーを募りまして、森林関係者だけではなくて納税者の立場で、例えば消費者の団体、あるいは経済団体など、いろいろなお立場の方に参加していただいて、議論をしていただいているところでございます。

以上のとおり、推進支援金においては本当に市町村が勝手にやっているというわけではございませんので、ぜひその辺をご理解いただければと思います。

それでは最後に、資料1-2をお願いしたいと思います。残すところ、あと1年でございますけれども、この県民会議のメンバーの方々が、今後に向けてという形でレポートをつい先ごろまとめてくださいました。若干、それに触れていきたいと思っております。

その県民会議の皆さん、それから地域会議の皆さんにおかれましては、この24年度で最終年度を迎えるということに当たりまして、机上の議論だけではなくて、現場に足を踏み入れて現地等も見ていただいた上で、森林税活用事業の成果の検証を行うとともに、本県の森林づくりの今後の課題等に関して議論をした結果を、レポートとしてまとめていただいたところでございます。

2番目の成果の検証及び評価でございますけれども、里山における間伐が地域の協力に

より着実に進んでいること、あるいは市町村の機運が高揚したとか、県民の認知度が向上したといったものはございますけれども、一方では、地域の木材を地域で使う仕組みづくり、あるいは二酸化炭素の固定量を評価する仕組みづくり、こういったものも森林税でやっておりました。こういったものは、もう既にその仕組みが完成したのだからいいのではないかと、次のステップに向かうべきではないか、そんな意見もいただいているところでございます。

3番目でございますが、今後の課題、残された課題でございますが、里山におきます森林整備としましては、里山の間伐はようやく緒についたところであり、継続的な取り組みが必要ではないかといったこと。それから、一体としてまとまった面積を整備するためにも、天然林等が混在していますので、これからはその天然林についても支援制度が必要ではないか。また、本県の実態に合わず、使いづらと言われております国の造林補助制度、これに左右されないためにも森林税、単独による制度が引き続き必要ではないかといった点。それから、里山を健全な状態で維持管理していくためにも、森林と人とのきずなの再構築が必要だといった意見が出てきたところでございます。

また2番目の県民、あるいは企業等の参加による森林づくりといたしましては、地域の特性等を踏まえたきめ細かな森林づくりや多様な要望への対応が必要。あるいは県民、企業等の参加による森林づくりを一層進めるためにも、効果的な普及啓発が必要だといった意見をいただきました。

3番目に人材育成といった形で、今までは、高度技術者の養成に特化して人材育成をしてきたところなんですけれども、これからは川上から川下まで一貫した指導できる人材、あるいは、その身近なところでも森林を管理できていくような、そんな人材育成、これが必要だというような意見を頂戴したところでございます。

さらに、新たな課題として意見をいただきましたのが、県民が木に触れ合う空間づくりの観点から、やはり国の施策では対応困難な小規模な施設等への木造化・木質化など、こういったところを活用して、普及効果が高い場所での取組が必要ではないかといった点。それから、野生鳥獣による森林被害というのが非常に重い問題としてのしかかっておりまして、こういったものも深刻かつ喫緊の課題だというような形になっております。

現在、冒頭でも申し上げましたとおり、私どもとしますと、このレポートを踏まえて施策を検討しているところでございます。先ほど座長のほうからも、ちょっと進んでいないというようなお言葉がありましたけれども、一つは、やはり残り45,000haの里山の間伐、それから人材の育成、それから新たな課題の対応についてどうしたらいいのかというところで、今、部内でも鋭意検討しているところでございますので、次回はぜひ踏み込んだ資料等も出させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、森林税におきましては超過課税という形で、5年間という中で第三者機関の県民会議の方々にも意見をいただいて、毎年このように評価、検証等も行ってきたところでございます。一方で、林務部としても森林づくり指針、あるいはアクションプランをつくりまして目標に向かって計画的に進めているところでございますが、木というのは、御承知のとおり50年、あるいは100年の中で面倒を見て行くようなところがございまして。そういった中で、ちょうどここ数年間が、どうしても整備しなければならない大事な時期に来ているということでございます。また、先ほど説明しました、私ども長野

県の特徴、里山の状況というのは、この2、3年で解決できる状況ではないということも、ぜひご理解いただければと思います。

ちょっと現場の話をさせていただきますけれども、よく木を見て森を見ずというような言葉がありますけれども、現場では、実は木も見て森も見ているというのが現状でございます。例えば、遠くから見て、あちらに平柴といわれる地籍、若干、里山が見えるかと思えます。ああいったものが私どもの県の里山の一部でございますし、あのちょっと奥へ入ったところも実は里山になっているわけでございます。非常に急峻なところがあります。遠くから見ると、あれただ切ればいいじゃないかというふうに思うかもしれませんが、実は近くへ行くと、果たして、この木は切っても使える木なのかどうかという判断がすぐ出てきます。これはそのままにしなければいけないのかどうか、あるいはこここのところで、果たして何本切らなければいけないのか、そういったことを現場では毎日のように繰り返してやっているわけでございます。

では、切ろうといったときに、ここはもう本当に危ないところだからすぐやらなければいけないという形で、所有者と今度は調整に入るわけですが、これには用地交渉みたいなのがございまして、ああいった山の中での境界の明確化というのは非常に時間がかかる、手間がかかる、そういったところでやはり市町村の協力なども必要になってくるわけございまして、切ることだけではなくて、そのための準備段階というのにも非常に時間がかかるというものでございます。

繰り返しになりますけれども、森林行政の上で、こういった里山の整備というのは、私ども喫緊の課題だというふうに思っております。県民の安心・安全な生活に向けまして、森林行政の上で手遅れにならぬよう、また森林資源を適正に管理し、森林の担う役割をしっかりと維持できるよう、後世に資源として引き継いでいけるような仕組みづくり、これが私ども林務部の責務だというふうに思っております。そのためにもぜひ森林税という形のご検討をお願いしたいといったところでございます。

非常に長くなってしまいましたけれども、よろしく願いいたします。

(青木座長)

ありがとうございました。今から委員の先生方にご意見を頂戴をさせていただきたいと思っておりますけれども。

まず、今、林務のほうからご説明がありまして、我々の役割からすると、特にこれ公開でメディアの方も入っていただいてやっていることからもおわかりのように、やはり外部の視点で一から、疑ってかかるというとおかしな言い方になりますけれども、やはり検証をしていって、本当に今やられていること、今、実行されていることが正しいのか、正しくないのか、この先続けていくべきなのかどうかということを外部の目で判断をする。そのためにわざわざ、前回もお話ありましたけれども、似たような検証作業というようなものを繰り返しやっていかないと、どうしてもお役所仕事になってしまいますので。やはりそれぞれ組織に属しますとそこの組織の論理が優先してしまいますから、やはり外目の目で見て、県民一人一人の価値判断として正しいのかどうか、後で申し上げさせていただきますが、実は我々の範囲を超える部分といたしますか、当然あるわけです。

例えば、もう一回後で繰り返し申し上げますが、これは多分理事者、総務部長の職務に

なろうかと思えますけれども、果たして本当に、今、超過課税、森林のためにやっていいのかどうか、これは我々の範囲を明らかに超えておりますが。そこから、やはり一県民の意見とすれば当然そうなるわけで、500円払うのはいいですよと、ただ、優先順位が何なんですか、森なんですか、それとも福祉なんですか、教育なんですか、あるいは防災ですか、震災復興ですか、いろいろなこと、価値観がある中で、我々のそこが職務になっておりませんけれども、ここからやはり考え直していかないといけない。

ですから、単純な更新というよりも、やはり、今この時点で、これから先5年間、超過課税を果たしてやるべきなのか、やらないべきか、その辺の根拠はどこにあるのかということを実際に一から考えていただくのが我々の仕事というか、与えられた課題ということになりますので、ぜひその点をご理解いただいた上で、今からご意見をちょうだいしたいと思います。

まずはその前に、濱村さんのほうからご説明をいただきましたこの資料について、何かご不明の点、あるいはご疑問の点がありましたらお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。もし、必要があれば、また途中で皆様方ご意見をお伺いするときにでも出していただければと思います。

それでは、いよいよ我々研究会、並びにその下にあります専門部会でやってきたことの、現時点での課題ということになります。具体的にいいますと3点ございまして、これ、開催の通知をご連絡した際に、多分、メールでお伝えをしてあるんだらうというふうに思えますけれども。結局は、我々、先ほどの報告書の中身、構成を見ていただいてもわかるかとおり、まずは過去4年間、5年間の検証をして、そこに課題があるのかないのか。課題があればそれを改善していかなければ、次の超過課税の5年間にいかないわけですので、まずは検証しましょうということです。

そこで、先ほど申し上げたように、多分一番大きなところからいきますと、先ほど申し上げたように、検証といっても行政の目的から当然始まります。先ほど申し上げたように、森なのか、福祉なのか、教育なのか、いろいろなことがございます。これは理事者判断、総務部長のご判断になろうかと思えます。

さらにその次に行きますと、今度は、もう一つ我々の職務外になりますが、森の中で何に優先順位があるのかという、これは我々、ご説明もいただいておりませんし、わかりませんし、専門部会、税の専門部会としてはやや範囲を超えるところですから、意見は求めませんし、まとめませんが。ただし、その選択があるということだけは覚えておいてください。つまりこういうことです。今、はっきり申し上げますと、今、ご説明いただいたのは、森林づくり県民税、長野県の場合には明らかに里山の間伐事業ですということです。表現を変えれば、里山間伐税ですということになります。これで果たして本当にいいのかどうかというこのもう一つ前に、つまり森林の中で、本当に里山の間伐が最優先なんですかということ。我々これ意見は言えませんが、この選択があるということだけ覚えておいてください。これは多分、知事に直接お会いする機会でもあれば、私のほうからお尋ねをさせていただくことになろうかと思えますけれども。

先ほどご説明ありましたように、奥山という言い方なんですか、環境林とか経済林とか、いろいろなその区分がございましてけれども、公共何とかというようにいろいろな呼

び方がありますがけれども、里山以外に優先順位はないのでしょうか。森林税をとった上で充てなくていいのでしょうか。話によると、別途水源林の何とかという委員会もできておりますようですし、あるいは、また別な委員会も何かあるようですので、そういうものの優先順位があるのではないのでしょうかということがあります。

さらに、ここからいよいよ我々の付託された課題になりますけれども、今、充てているこの里山の間伐事業、これのやり方、中身が、本当に今までのやり方で正しいのかどうか、その目標が適切に設定されているのかどうか、これを検証するのが我々の仕事になります。

その上で3つの課題が出てきております。やっと来ました、すみません、遅くなりましたが。1つ目が、具体的にお伺いをしたいのは、事業の中身としていただき、先ほどチラッと途中でお話はあったんですが、間伐をして、そのまま切り捨ててしまう間伐に対する事業のみになっていると。つまり切り捨て間伐であるということの是非についてです。

この点について資料1-3をご覧ください。これ我々2カ月かけていろいろ、合計4、5時間話をしてきたことのメモになりますけれども、専門部会・県税検討ワーキンググループ合同会議ということで、これはもうしゃべったことそのままの表現でかなり出てきております。生資料に近いと思いますけれども。

例えば、これ専門部会と県職の意見を分けてあります。これは分ける意味があるかどうかはわかりませんが。1番目のところを見ていただいてもわかりますように、つまり切り捨て間伐をやるということは、結局自立、あるいはその里山が将来的に自分で間伐をやっていく力が育たないのではないのかというご意見があります。

そうではなくて、将来、とりあえず、最初の例えば数年間、切り捨て間伐を補助することは必要だろうけれども、そこから先はやはり里山は自分たちで、あるいは地域のコミュニティで間伐ができるような方向に、少しでも前に進んでいくのが本来のやり方なのではないかと。さもないと、いつまでこの里山間伐を永遠に続けるんですかと。超過課税とはいえ、永遠に繰り返していくんですか。一回やればといたしますけれども、一回終わって、ではその次はどうするんですか。補助したらとたんに自立といたしますか、自分たちでやる意欲も力もなくなってしまわないのでしょうかということがご意見として出されました。これは県職の方のほうからも同じようなご意見があって、いつまで続けるんでしょうかというご意見があります。

ですので、このように1点目の、先生方にご意見ちょうだいしたいのは、1点目はこういうふうにお考えをください。片方では、つまり間伐には2種類あって、切り捨てるか、もしくは、その切ったものを搬出をして売るかという搬出間伐とがございます。切り捨て間伐なのか搬出間伐なのか。搬出間伐のほうが、当然、これ売って利益になるケースもあるようですので、県議会のほうからも、わざわざ超過課税をして、それを事業に充てて、それを搬出して売って、里山の持ち主の所得形成に資するというのはいかがなものかというご意見があるようです。ですから、片方ではそういうご意見であります。つまり、ただこちらのほうが将来的には自立、商業ベースに乗るか乗らないかはわかりませんが、将来的には、自分で商売にでもなれば自立して行って、自分たちで間伐ができる条件が少しずつでも育っていくかもしれないという方向です。

逆に、現在のように、今それが今、左だとすると、右側にあるのは、いや所得の形成に

資さないように切り捨て間伐でいくんだと。これであれば、里山の持ち主にいくら事業で補助金をつけたとしても、問題にはならないと。ただし、この場合には、こちらの右側になってきますと、将来、先ほど申し上げたようにいつまでこれ続けるんでしょうかと、永遠に500円つぎ込み続けるんでしょうかというご意見が当然出てきます。これ両極端で、間があればいいんですが、間がある間のご意見もあれば、私、いただければと思いますが。

この両側のがありまして、これの解決に実に悩んでいると。つまり、1期目と同じように切り捨て間伐でいくという水面下のご意向があるようなんですが、これでいくと、その専門部会のご意見あるように、いつまでいくんでしょうかと、里山、本当にこれで、では補助づけでないと死んじゃうんでしょうかというご意見になってくることになります。これが第1点目のご質問したいところになります。

続けて、全部ご質問してしまったほうがいいのか、悪いのかわからないんですが。おおよそ、最初にまずはご説明させていただきます。1番目が、その切り捨て間伐なのか、どうなのか。これは、ですから、もう少し言いますと、先ほどご説明あったように、事業の7割でしたか、過去4年間、75%ぐらいですね。75%ぐらいは切り捨て間伐だという、つまり商業ベースに乗らせない数だと。これが次期の計画だともうちょっと割合が高まるのではないかというご意見も途中で伺いし、まだこれは公表できない数字ですけれども、そういうご意見もあるようですから。いずれにしても、里山切り捨て間伐というのが事業のほとんどということになるのは間違いなくて、これでよろしいでしょうかということが第1点目のご質問になります。もう少し、ほかの人も含めて、森がきちんと自立できる、あるいは育つ方向に少しでも行ったほうがよろしいのではないのでしょうかというのが第1点目です。

第2点目が、これ、より直接的なんですが。先ほどから、途中でご説明いただきましたように、野生鳥獣対策というところで、前回もご意見、先生方にはご意見をいただいたところなんですが。

専門部会のほうでも、例えば、先ほどから見ていただいている3-1の上、1番目の意見になりますけれども、ただ野生鳥獣対策が目標に入っている点は説明が難しいと。なかなか、やはり野生鳥獣対策といいますと、これ前回の研究会でも出ましたように、森だけではなくて、やっぱり農業ですとか、あるいはコミュニティの維持ですとか、いろいろな目的が重層的に重なってくる。それを、果たして森のための超過課税、わざわざここでとってくるものでいいんでしょうかということになってきます。

ちなみに、さらに申し上げますと、鳥獣対策は別途、県の予算のほうでも相当な金額が用意されているということですので、わざわざ森林税に入れるのは、この説明の難しいものを入れるのはいかがなものかという意見が専門部会でもやや強く出ているというところですので、この点について先生方のご意見をちょうだいをしたいというのが第2点目になります。

第3点目が、これ一番、多分難しい問題なんですが、市町村への支援金、先ほどご説明ありました。この市町村への支援金、前回研究会、先生方からご意見いただいたときには、手上げ方式がいいんじゃないかというようなご意見もいただいているんですが、先ほどご説明をいただいたように、一応は申請ベースということになっているようです。かつ、先ほどの1の最後から2枚目の森林づくり推進支援金についてというところを見ていただけ

ればと思うんですが。林務からご説明いただいたところでは、一応、その目的はメニューにしてあるんだということなんですが、詳しくお聞きをすると、メニュー、メニューとおっしゃっているのは、あくまで、今、1-3の後ろから2番目のページの3番目のところの交付事業の対象という区分ぐらいしか実はないと。これよりも細かなことは現場の判断に委ねられているんだらうというふうに推測をいたしますけれども。これではっきりいうと、メニューというか、単なるこれ区分ですので、かなり事業としては、何でもといってしまうと大変失礼、恐縮ですが、入ってきて、どこに区分されるのかもよくわからないということになります。

これが現状で、実をいいますと、今からお話をするのが、税とするとこちらの理屈になってくるわけですが。わざわざ県が超過課税をして、森のためということの財源として集めているわけですから、やはりこの超過課税の場合には、使途についてかなりオープンにして限定していかないと、超過課税の理屈に合わないということになってきます。そうすると、今のように、この支援金のあり方ですと、県としての責任、超過課税をしてわざわざ500円、県民の方をお願いをする説明責任と、最後まで監視責任が果たしているのかというと、かなり緩いやり方だといわざるを得ないということになります。この森づくり推進支援金についてどのように考えたらいいかというのが、第3点目のご質問させていただきたい点になります。

ですから、超過課税ですから、本来であれば、県が責任を持って最後までこれに使うので皆さんとらせてくださいというのが筋なわけですが、そうっていないと。ここの説明として、いや、きめ細やかに市町村のほうで事業をとというのは、ご説明は分権、私も分権推進論者ですので、ご説明の趣旨はよくわかるんですが。ただ、それをやるんだたら一般財源でやっていただければまだしも、この目的を決めてやる超過課税のところ市町村の事業が入ってくるというのはいかがなものかと。この辺の定義も難しいんですが、市町村の事業なのか、県の事業なのか。県の事業だということ明確になっていて、もっと限定メニューであれば、多分、超過課税としての説明が付きやすい。逆に市町村の自由度が高まれば高まるほど、やはり超過課税の枠に収める理屈が難しくなる。わかっていただけますでしょうか、これ程度の問題ですから、その間の部分が全部あると思います。県の事業イコール超過課税と、市町村の事業、いや超過課税には入りませんという、この両極端の中で、どこでどういう形で落とし込んでいくのか。

これ、1-3の資料を見ていただくと、県の職員の方も意見はばらばらです。専門部会の委員もかなり意見が異なります。奨励補助金だという方もいらっしゃいます。つまり市町村を応援するためにやるんだと。ただ応援するため、特に奨励補助金であれば、我々財政学者からすると、5年やったらもう奨励は終わりでしょうというのが普通の考えになってくるわけですが。果たしてこれを、ではどういう奨励補助金で継続できるのか、あるいは違うのか、財政支援なのか、それとも県の事業の委託なのか何なのか、この位置づけが非常に難しいというのが、実はここで悩んでいるところです。

これ、事業の規模からいきますと、毎年、約6億円の税収のうちの1億2,000万円ほどがこの支援金ですので、はっきりいうとかなり比重が大きいのと思っていただければ適正です。かつ、そのうちの約3割以上が、現状では鳥獣対策に近いところに充てられているというのが最後の資料のところでご説明いただいて、松くい虫も入りますけれども、松くい

虫はまあいいんですけれども。そういうことからすると、果たして、この超過課税の中で、市町村支援金というものをどう位置づけたらいいのかというのが非常に難しく、答えが出にくいというところです。

ざっと、すみません、大変長くなりましたが、以上の点をご勘案をいただいてご意見をいただければというふうに思うのですが、何か私に対しても、あるいは、私の質問に関係して先ほどの資料のご質問があればお出しただければと思いますが、できるだけわかりやすくご説明したつもりですが、よろしいでしょうか。

以上の3点が、過去4年間、5年間で総括する上での課題として出てきた3点。この3点を次の次期やるのであれば、どう解決をしていくのか、いずれにも難問だろうというふうに思っております。

すみません、ちょっと説明も、本来は事前に詳しくご説明をして今日までに考えていただくのが一番よかったんですが、突然お伺いをして大変恐縮なんですが。

非常にこの森林に詳しく、長野県にも詳しい、まずは沼尾先生からご意見を。

(沼尾委員)

小澤先生はこちらの県民会議のほうも兼務しておられるので、逆に、県民会議でどういふ議論があったのかということをお教えいただきたいのですが。

(青木座長)

お願いいたします。

(小澤委員)

今の3つのご質問ですか、県民会議では、これとダイレクトな議論には当然なっておりますが、切り捨て間伐については青木先生がおっしゃったとおり、将来的には、切り捨てすべきものではなくて、産業として成り立たせるべきもので、やはりこちらは利用すべきであるという意見が多く出ております。それで実際、過去5年間の中でも、販路の確保ということも多く議論をしてまいりました。実際、では現場はどうかと申しますと、これは議論の中で出たわけではないんですが、国が切り捨てから搬出という方向に力を入れておりますから、国に救ってもらえるところというのはいいんですが、先ほど県のご担当の方からご説明があったとおり、国に救ってもらえないというような里山部分が結構多くありまして、その抜けたところをやるとなると、やはり切り捨ててやらざるを得ないところが出ざるを得ないということかと思えます。

それから、私なんか自分で実際、めったに行かないんですが、家に山があって行ってみると、間伐材というのも、本伐材と変わらないくらいいい木もあるんですが、多くは使い物にならない、売れない木ばかりであったり、とんでもない場所にあつておろしてくるにはコストに合わない。そのため、中々これを搬出というふうにつながらないというのが大きな課題で、切り捨てせざるを得ないという現状が、実際のところあるんだろうというふうにとらえております。

ということで、冒頭、青木座長から出ましたとおり、切り捨てか搬出かという両極端が、どちらへいくのかというのは非常に難しい問題と捉えています。そのため、現状のところ、

私としては、国の施策の行き届かないことは切り捨てでやりつつ、将来的には、自立的に、例えば長野県の林業が産業として育っていくようにすべきであるというふうに思っております。

もう一回もう、先ほどの県民会議のほうでも、その中で、では自立的にどうするかというのは、販路と同時に路網とか作業道もつくるようにしたいと、こんな意見も出ているものですから、そこもあわせて事業の中に入れていくべきだろうというふうに、1番については考えております。

(青木座長)

すみません、今のところ、ちょっと1点、教えていただきたいんですけども。

これはちょっと私の誤解、聞いた上での誤解かもしれないんですが、国に救ってもらえないところはこれでやりましょうという論理はよくよくわかるんですが、国に救ってもらえないところというのは、もう結局は将来性はないと、決めつけてしまうとよくないんだらうと思うんですが、どうやっても、ここはあまり大きな声で言うてはいけないんですが、どうやってもだめなんですか、地域的にだめなのか。

(小澤委員)

いわゆる間伐を巡る国の方針と理解しています。

(青木座長)

搬出すれば、国の補助金がつくわけですよ。

(小澤委員)

ええ、そうですね。面積などの要件が揃わないなどの場合は難しいかと。

(青木座長)

補助がつかないという、どういう、濱村さん、教えていただけますか、補助がつかないということがあるんですか。

(濱村森林政策課企画幹兼課長補佐)

補助対象外になってしまうということですね。やはり面積要件だとか、国の対象が5ha以上だとか、あるいは材として10立米以上の搬出が必要だという要件になります。

(青木座長)

量ということですね。

(濱村森林政策課企画幹兼課長補佐)

そうです。それを、搬出ですから、活用するという話になりますと、先ほども申し上げたとおり、本県の里山というのが、近くへ行くと本当に曲がっている木がほとんどなんです。実際は材として使えない里山がほとんどでして、そういったところが実は人家の近

くにあつて、なおかつ、場合によっては急峻だといったところがたくさん残っていると。

国の補助でできるところはもちろんやっていますけれども、できないところが実は人家の近くにあつて、場合によっては、そこが本当に災害の危ない地域だとか、そういったところが多いものですから。では、それを県の森林行政として野放しにしているのかというところがありまして、でも、やらなければいけない中で、財源が実はないという・・・

(青木座長)

もう一つ、わかりますけれどもそちらの方向の話ではなくて、そのできるだけ、やってもだめなところを減らすようにするためには、何とか、使いにくいものでもできるだけ何かに、例えば何かの燃料にするとか、そういうことに少し力を入れるべきではないですか、行政とすれば。そういうことはやられていらっしゃるんですか。

(春日森林政策課課長補佐兼企画係長)

森林政策課の春日といいます。今、青木座長さんのほうからお話のありました、ほかの使い道ですね。それについては、徐々にですけれども、長野県でも取組を始めております。

例えば木質ペレットとしてバイオマス利用をやったり、あと長野県内にも薪ストーブをお持ちの方が非常に多いので、そういう方たちに薪として活用していただくというような取組も始めているところです。

(青木座長)

何かむしろそっちをやらないと、だめだという、だめな地域が増えていくような気がします。

(春日森林政策課課長補佐兼企画係長)

そういう方向も探っていきたいと思っておりますし、基本的な部分で申し上げさせていただきますと、切り捨て間伐というような表現が出てまいります。基本的には、必ず切り捨てておくということではなく、所有者さんが使いたいという場合は持っていていただいて結構だと、ただ、そこまでの経費はみませんという形の税の仕組みとなっております。

(青木座長)

どうでしょう、ほかの委員の先生方。難問なのでなかなかご発言しにくいかとは思いますが、お願いいたします。

(水本委員)

本当に答えのない質問のような気がするんですけれども。長野県に住んでいまして、やはり森林というのは切っても切れないものであります。私は近くの豊野町というところにいるんですけれども、山にちょっと入りますと、本当にさっきおっしゃったように、曲がった木ばかりで、森がものすごくうっそうとしているんですね。昔の人は山を畑として開墾したんですけれども、今は耕作放棄地が多く、また山になってきてしまっているとい

うような状況です。それとともに、昔は山が一つの財産になっていたんですけれども、今、山を持っていること自体がもう嫌だということで、間伐放棄ではないですけれども、そういう実態が非常に多いと思います。

この税金もできたのも、やはり県民としてそういうものを放っておけないというような、みんなの危機感から出てきたのではないかというふうに思っております。そういった中で、先ほど小澤さんがおっしゃったように、間伐材も何か利用できれば一番いいんでしょうが、なかなか難しいところがあるようです。

今、ストーブの話、出ましたけれども、ストーブを持っている方は、木材よりは、むしろリンゴの木のほうが、においが出ないとかそういったお話もありまして、リンゴの木が今、非常に人気になっているようです。

いずれにしても、これはなかなか難しい問題ですが、ただ一県民とすればぜひ山は大事に何とかしたいという気持ちが強いです。

(青木座長)

それはだれも反対しないです。

(水本委員)

私も山、あるいは税制についてほとんど詳しくないものですから、はっきりいって、そんなに、支援金が2割がいいのか、それではいけないのか、そういった議論については、そこまで細かく分ける必要が何のためにあるのかというところが、ちょっと今、まだ疑問に思っているところなんです。

(青木座長)

ありがとうございます。本当に難しいことなんです。本当にさっき、これまだ決めているわけではありませんが、もうどうしてもやってもだめで永遠にこう税金をつぎ込んでいかざるを得ない。もう本当にそうであれば、いつまで超過課税にしておくわけにもいきませんから、これ普通は一般会計のほうに何とか吸収していくのが普通な形で、さもないとほかの、例えば今、福祉のために超過課税をやりたい、教育のために超過課税やりたいという県民の方だって多分相当いらっしゃるんだろうと思いますが、そちらが、なかなかできなくなってしまいますね。もうこの森の税があって特別扱いされている。では、ほかにはとなると、なかなかできなくなってしまいますので。

もしも本当に永続するようであれば、普通の税として繰り込んでいかざるを得ないのかなという気もするんですけれども、いかがでしょうか。

(堀越委員)

森林というのは公共的な、公益的な性格を持つものだというふうに思っているんですけれども。ちょっと私、素朴な疑問を持ってしまいまして、森林を所有していらっしゃると、その所有者としての所有責任とか、あるいは、その辺がどういうふうになっているのか、私、知らないんです。その辺をお聞かせ願えればというふうに思うんですけれども、まずそういったところから検証してみて、そして、この間伐がどうなのかという話になっ

ていくのかなというふうに思ったんですけれども、その辺、いかがなんでしょうか。

(青木座長)

いかがでしょうか。所有者の責務、義務、責務。

(濱村森林政策課企画幹兼課長補佐)

なかなかちょっと根本をついていただいた内容で、私もちゃんとしたお答えができるかどうか、ちょっと不安なんですけれども、本来でありますと、やはりその森林を健全な形なりそれなりの形で管理するというのは、森林所有者の一つの責務ではなからうかなというふうには考えております。

ただ、森林の難しい面は、先ほど堀越先生言われたように、公益的な機能もあわせ持っているというところがありまして、その公益的機能の部分までをちゃんと発揮するように森林所有者が管理しなければいけないかという、非常に深い部分に入っていく話になってまいります。

ですので、公益的機能は広く多くの方たちに効果なり、貢献をしているというものでありますので、その部分は、ある程度はその多くの方たち、恩恵を受けている方たちも負担していいというような考えから、この森林づくり県民税というのが始まっている部分もございまして、どこまでその個人の所有者さんが負担してやらなければいけないかというのは、ちょっとそここのところは何とも言いようがないなという気はしております。

基本は、森林所有者がやはりある程度は管理をするべきところはあるんだと思います。それと、あと現状では、例えばもう本当に過疎地域とか高齢者ばかりになってしまった地域では、昔ですと、経済として回ったものが回らないという状況になっておりますので、例えば後継者がいないというようなところで高齢の方に負担をすべてしていただくというのは、非常に現実問題として難しいという実態が出てきてしまっているという状況でございます。

(堀越委員)

その辺は個人とすればわかるんですが、やはりその部分が県民一人一人に理解を得られているかどうかということも、大きな問題かなというふうに、私はちょっと思っております。

(青木座長)

なかなかそこをご理解いただかないと、この税を継続するということは難しいですね、基本的にいうと。

逆にもっと、県民の方々がもっと理解が進むのであれば、先ほどから申し上げているような、少し私有財産の形成になっても、それも含めていいじゃないかということまでいくのかもしれませんが。

ですから、これ程度の問題で、県民の一人一人の理解度というか、森の公益性をどのくらい認めるのか。少し里山の方の所得になってもいいから県民税を負担する。それによって、空気がきれいになり、緑が守られ、生物多様性が維持されということまできちん

とご理解いただけるのならいいんですが、どうしてもお役所に対する目は厳しいので、そこまで理解してもらえるかどうかというところですね。沼尾先生、いかがでしょうか。

(沼尾委員)

すみません、私は、この税を負担しているわけではないので、基本的には使い道については、長野県の県民の皆様が、これでいいというふうに納得できる形であればいいということが、基本だと思っています。

その上で、他県の制度との比較という観点から、幾つか気になったことを申し上げます。今の堀越先生のお話に関連して、例えば神奈川県の場合にはもっと大盤振る舞いで、例えば、ある森林を整備するとなった場合に、県が20年間借り上げるんですね、例えば、個人の所有者から。それで地代を、ヘクタール当たり12,000円でしたか、地権者に支払います。それで、伐の手入れは全部県が対応をするという制度があります。つまり私有財産に対して、県が地代まで支払いをして、かつ20年間手を入れるという、そこまでやっているような県もあります。全国的には非常に特殊ですがこういう例もあります。

だけど、間伐材を搬出したとしてもほとんど地主さんに利益はでないですよ。多分、それほど高い値段で売れるということではないだろうと思います。

ただ、結局行政が全部手を入れて、間伐材を販売して、その所得を地権者が得るとなると、それはそれで異議がでると思うので、そこはおそらく地権者さんとの契約の仕方、例えば材の売り上げについては県のほうの収入とするような契約をすることで、多少なりとも売り上げで費用負担分を回収するという、地権者さんとの契約方法はあり得るのと思います。いずれにしても、多分、投入しただけの金額は材を販売しても返ってこないと思います。

他方で、切り捨て間伐を行い、それを搬出しないで山に放置した場合、豪雨などで河川に流れ出ることもあるので、むしろ、材を搬出できて、何か活用できる可能性があるのであれば、そういった新たな仕組みづくりのところにも財源を投入するという考え方はあり得ると思います。ただ、それは当然、先ほどのようなご懸念ですよ、それで地権者さんの収入になるのではないかと、つまり個人の財産に手を入れることを公費でやるのはいかがかというところはあるので、そこは県民全体の理解を得られるかどうかということになると思います。

森の循環システムというのをつくっていくのは、先ほどのそのペレットだとか、鹿柵をつくるとか、間伐材でいろいろなものをつくったりするという動きはあると思うので、そういうところも含めて、取り組みとして、それを税を使ってやっていこうという考え方はあり得ると思います。

むしろ、私が心配しているのは、これは多分、青木先生のご懸念と非常に近いのだと思うんですけども。この森林税を入れるところを、里山というところに限定して切り分けたと。これは、おそらく長野県なりの森林の特性だとか、今の林野庁の補助金なんかのその使い勝手との兼ね合いで、里山の部分がやっぱり空白があいてしまって、その部分の財源を別途確保しなければいけないというような、地域特有の事情があつてということなんだと思うんですけども。

ただ、この市町村への支援金の中身を見ると、結局、これ林道整備等にも充てられるよ

うになっているわけですね。そうすると、一般の施策でやる場合と、この支援金を使って森林整備の推進を行う場合と違いは何かということになる。施設整備や林道整備に充てられてしまうとすると、では、それは既存財源でやることではないのか、わざわざこの税を使ってやることなのか、そこの線引きというのをどういうふうに見ればいいのかというところが、なかなか県民にはわかりづらい。たとえば看板を立てて、この林道は県民の税でつくりましたというふうに宣伝する方法はあるのかもしれないんですけども。両者の違いがあいまいだった場合、逆に一般財源のほうが苦しくなってくると、森林政策は森林税があるわけだから、そこでやればいいじゃないですかという話にもなりかねないわけです。

ですので、庁内でも、この施策は森林税でやりますというところを、ある種、だれが見てもわかるような明確な線引きというのを、施策ベースで切り分けておかないと、県民に対する説明責任もつきにくいし、庁内で財政が厳しくなったときに、何かそこで押し切られてしまうというところもあると思います。今日いただいたご説明では、両者の違いがよくわからなかったというのが正直なところですよ。

だから、何か違いがあるのであれば、もうちょっときっちりわかる形でご説明をいただきたいですし、逆にそれが無いのであれば、それは本当に大丈夫なのかというところが非常に心配です。

(青木座長)

沼尾先生、今、それは3点目でお聞きしている支援金のほうですか。

(沼尾委員)

はい、すみません。

(青木座長)

支援金のほうですね。

(沼尾委員)

支援金のほうです。逆に支援金以前のところでは、そこが逆に線引きできているのか、できていないのかというのは、私はよくわかっていません。

鳥獣害対策の話についていうと、さっきの、やっぱり鹿の問題とか、苗木を食べてしまうとか、さっきの松くい虫の話とかなんかというのは実際あると思いますので、それは十分あり得ると思うんですけども、逆にそこに入っていないような鳥獣害対策も、ここに含まれてしまっているのかどうかもちょっとよくわからなかったというところですよ。

(青木座長)

では、それを3番目のところで、後で、後ほどお答えいただくことに。

1点目のところ、今日別に最後までめなければいけないことではないので、ご意見をありがたく拝聴して、また専門部会ですとか、あるいは知事と面会する機会でもあれば、答えを出しにくい部分ですので、お伺いをさせていただきたいと思いますが。

少し、何でしょう、私有財産の形成ということにあまりこだわると、やっぱり先行きがないので、少し、売れるか売れないかは別にして、少しやはりその有効利用、特に。商業ベースに乗るか乗らないかはわかりませんが、何とか、国に救ってもらわないといけないという地域、もしくは山、里山を減らすようなことを使途として拡大していかないと、さっき二分論で申し上げたような、いつまでやるんですかこんな切り捨てを、ということになってしまいますし、沼尾先生、今おっしゃったように、切り捨てをそのまま放置して危なくないんですかというのは、まさにそのとおりなので。

報告書で、また委員の先生方に事前に当然ご意見はいただきますけれども、少しやはり、あまり私有財産の形成にとらわれ過ぎてしまいますと、どうしても後ろ向きというか、補助金づけの間伐になりかねないのかなと思いますので、できるだけ市場ベースに乗るか、乗らないかは、乗りそうもないとは思いますが、できるだけその使途を拡大するような、使途というのは、その間伐で切ったものを有効利用するような行政を拡大していくべきだというのは、多分、この場で先生方、おそらく合意していただけるかなという感じですが、よろしいですか、そこは。お願いします。

(沼尾委員)

使い道のことにに関してあれこれ申し上げて、大変おこがましいんですけども。この税の中で、人材育成のところのメニューというのがあって、里山整備の人材育成とかというようにも挙がっているんですけども。

地域の中で、その土地のことをわかっている方たちの中で、何かその独自に里山整備をやっていくような活動を、ビジネスとしてではなくて、例えば市民活動とか何かを育成していくとか、支援していくとか、そういうところでの補助金の活用というようなメニューはないのか、あるのか、ちょっとよくわからなかったんですけども、そういうものは。

(青木座長)

どうなんでしょう、大事なところだと思います。

(春日森林政策課課長補佐兼企画係長)

例えば、この税事業に関しましては、その地元、地域の人たちとか、NPOの方たちも参画できるような仕組みにはしております。

例えば、それぞれ参画できるような形にはしておりますけれども、この黄色く塗ってある一番上にあります「みんなで支える里山整備事業」、これにつきましても、その地域の人たちが、例えば組織やグループをつくっていただいて、そのところで自分たちが森林整備をやっただけであれば補助の対象になります。

2つ目の「地域で進める里山集約化事業」、その地域で、この地域の山を整備しますということを検討したり、あと同意を取得したりするのに、例えば地域の人とかグループの人、NPOの方たちが事業主体になっていただければ、これも対象になります。

あと、「森林づくり推進支援金」についても、先ほどの支援金の資料にありますように、アクションプランだとか、森林づくり県民税の趣旨に沿う内容であれば、そういうグループの方たちが市町村を通じて補助の対象になる内容の活動をしていただければ、補助の対

象になるということ。

それと、森林と人（企業）がかかわる仕組みづくりの「木育推進事業」、これは森林だとか木を使った活動をするようなグループだとか、あと子供さんたちだとか、そういう人たちの取り組みに対して支援ができるような仕組みになっております。

（青木座長）

今日は本当にまとめではないのですが、今、現時点でいいますと、この1番目のご意見については、やはりできるだけ切り捨てを減らすことにむしろ力を入れていくべきであって、さもないと、やはり切り捨てに対する批判、あるいは疑問というのは非常に強いわけですので、そこを何とか乗り越えていけるように使途の変更、拡大をしていくべきだということになるかと思いますが。

（沼尾委員）

私、長野の森林をよくわかっていないんですけども、切り捨てた後、材を搬出できるような林道がなかったり、そういう山も・・・

（青木座長）

それも含めてですが。

（沼尾委員）

あるわけですよね。だから、そこら辺の事情が、何か切り捨て間伐のみになっているというのが地形的な事情なのか、要するに私有財産に手をつけられないということなのか、ちょっとその辺の事情がよくわからなかったの。

（青木座長）

そこをお答えいただけますか、私が聞いているのは後者なんです。

（春日森林政策課課長補佐兼企画係長）

この間、青木先生とも東京でお話をさせていただいた中で、青木先生が今、言われた部分も当然、議会だとか、当初導入のときにそういう議論がありました。

それともう一つは、基本的に、材として出して、補助金が入っても収支が成り立たないという山が非常に多くございまして、特に里山は、非常に区画が細かくて樹種がばらばらで、それで個人有林がほとんどで手が入っていないので、今の段階でほとんどこの森林税でやる箇所は出せるような木がない、まだそういう状態にないという山が多いということも、大きく影響しております。

（青木座長）

一つだけ教えていただいているいいですか。そのところ、先ほど水本先生のほうからも似たようなお話があったんですが。持っていたいものなんですか、その所有者の方というのは。

例えば、一番超過課税で県民の方が納得していただくのは、公有地拡大なんですね。つまり税金を払ってもいい、ただ、県民の財産が増えるんですよ、それによっても山も守られますよということで。もしも本当に財産価値があまりもう、今、農地もそうですけれども、あまりなくて、耕作放棄地ですとか管理放棄をしているようなところがあれば、むしろ買っていくのが一番説明がつきやすいんですが、その変はいかがなんでしょうか。

(春日森林政策課課長補佐兼企画係長)

すみません、最初のほうで、切った木を持っていくかどうかということですか。切り倒したものの多くはやっぱり山に残ります。

(青木座長)

いえいえ、土地自体を。

(春日森林政策課課長補佐兼企画係長)

土地ですね。ちょっとお待ちください。

(青木座長)

いや、相続で持ち切れないというのは、首都圏ですともっとたくさんあるんですが。相続時に持っているのが面倒くさいし、引き継ぐのが嫌だからという方は相当いるんですが。

(濱村森林政策課企画幹兼課長補佐)

森林においては、山林を県が買い取るという形になると、県有林というような形で管理するんでしょうけれども、考え方とすると、これ以上、県の財産は増やさないと、やっぱりお荷物になるようなものというのは一つあります。

(青木座長)

そこでお荷物といたら、だれも持っていかないです。

(濱村森林政策課企画幹兼課長補佐)

ただ、そういうわけにもいかないものですから、国の制度の上ではそういった起債がございまして、特に市町村においては、公有林化を進める上で、起債を活用して整備しているところがございます。

県の方針とすれば、先ほどもその水源林というような話がありましたけれども、まず保安林化というような形で、守るべき森林という形でも明確に位置づけていただいて、その上で、保安林にすれば国と県の財源で整備等ができますし管理もしていくわけですので、まずはそんな形を考えておりますし、そういったものができないようなものにおいては公有林化という形で、市町村で既にもう何千ヘクタールという実績がございまして、そんな形で、市町村での買い取りを考えております。

(青木座長)

お願いします。

(水本委員)

先ほど堀越委員の話があったんですが、そもそも、原点は所有者が本来やるべきことを県民全部が負担している、というようなところへいってしまうわけです。

そういう意味では、もう少し所有者に対して、ペナルティとってはおかしいですけれども、もっと自分のところをしっかりと管理せよというような情宣といいますか、それを含めてそちらの方面からも何か方策を検討していただいたほうがいいような気がするんですけども、いかがでしょうか。

(青木座長)

いかがでしょうか。

(春日森林政策課課長補佐兼企画係長)

すみません、先ほど堀越先生からもお話があって、水本先生から再度お話がありました。

ちょっと先ほど言葉足らずで、回答し忘れた部分がありますけれども、今回、森林づくり県民税で整備を行ったその森林については、きちんと整備したことで公益的機能を発揮してもらおうということが大切だと、県民の皆さんから広くいただいた税を使っているというところで。

一応、義務を負っていただく形になっておりまして、森林づくり県民税で整備した森林につきましても、20年間の皆伐、すべて切ってしまうとか、あと森林以外に転用するとか、そういうことを禁止する協定を結んでいただいて、森林づくり県民税のお金を投入したことで、目的であるその森林の公益的機能を発揮していただくよう協定を締結させていただいているところです。

(水本委員)

そこまで配慮する必要はあるんでしょうか。行政とすれば、そのところは難しいとは思いますが。

本来、本当に所有者がやるべき、やらなければいけないことなんではないでしょうか。

(濱村企画幹課長補佐)

所有者に対する意識を変えていくということに対しましては、私どものほうの、地方事務所の林務課というところに現地に入っていくスタッフがおりますので、常に間伐をやるとか、そういった説明会の中でも、そういう話は出させていただいております。また当然、市町村にも間に入っていただいて、所有者意識の高揚を図るという取組はさせていただいております。

ただ、いかんせん今の山林というのは、山の価値自身が本当に下がってしまって、所有者としてはもうどうしても、どうしようもできないというのが現状でございます。かといってそのまま放っておきますと、そもそもその山林の持つ、森林の持つ機能自身が損なわれてしまうし、安心・安全の上でも問題だといったところで、私どものほうが、こんな形

で音頭をとってやっているという現状でございます。

(青木座長)

ちょっと尽きませんが、第1番目は、また追加でございましたら。すみません、あればどうぞ、お願いいたします。

(堀越委員)

今のご説明で、そのところがやっぱり森林の公益的な性格ということだとは思いますが。

私が懸念いたしましたのは、やはり県民一人一人がその個人所有者の山林に対して、県がその森林税を使ってそういう整備をしているというところを認識、きちんとして理解できているかどうかというところが、非常に不安なところであるというところをご理解いただきたいんです。

(青木座長)

きちんとそこらあたりの周知徹底、理解と賛成を得るべきであるというところですよ、そこがないとおかしいと。はい、報告書には忘れずに書くようにそれはいたします。

本当に、先ほど申し上げたように、まだ報告書まで1、2カ月かかりますので、追加でご意見をいただければと思いますので、いつでも事務局までご連絡ください。

2点目のご質問になりますけれども、いわゆる野生鳥獣対策、これはもうはっきり、ズバツと申し上げますと、実をいうと一般財源で10億円以上あるとのことですので、明らかにこれは重複になりますので、税、超過課税としては趣旨としてはちょっと問題、かなり問題ということなんです、いかがでしょうか。さらっとご意見をいただければと思いますけれども、もちろん森に関係しないというふうに申し上げているわけでは全くありません。ただし、逆にいえば、ほかの行政目的にも絡んでくるということですので、当然、これは超過課税の考えからすれば、一般財源のほうでやっていただければありがたいということになるかと思えます。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、一番難しい3番目になりますが、市町村への支援金。つまり県として、これ責任が果たせるのかどうなのか。さっきの途中の、ついさっきのご説明からすると、濱村さんがおっしゃるように、市町村のほうを買うということであれば、まだこれ明確なんです、実をいうと。買うことに対して、では県が財政援助しましょうということであれば、森林税で森を増やして、県ではないけれども、市町村財産が増えるということになると、これは全く説明が付きやすいんですが。さあどうしたものでしょうか。

先ほどご説明をしたように、県の仕事イコール超過課税という片方と、他方では、市町村の仕事を市町村の自由度を高めて分権的に行政をやるということ。でも、ただし超過課税の説明が付きにくいという狭間のどこで落とすかということなんです。

(濱村森林政策課企画幹兼課長補佐)

すみません、先ほど沼尾先生のほうからのご質問で、林道整備だとか野生鳥獣対策の話が出たんですけれども。

7ページの支援金の説明資料の4番目にございますとおり、対象外事業という中で、他の国の制度だとか県の補助制度でできるものは、そもそも対象から外れております。例えば林道事業はもう国の制度なり県の別の制度がございますので、そういったところに支援金を充てている事例はございませんし、それから野生鳥獣対策も、誤解のないように申し上げますと、狩猟者の確保対策だとか、あるいは農地を守るための柵をつくるだとか、そういった国なり県の他の制度でできるものはやってはおりません。

あくまでもほかの制度でできない分野で、木にテープを巻くだとか、あるいは緩衝帯を整備するだとか、そういった観点で活用しているということを、1点、誤解のないようにお願いしたいと思います。

(青木座長)

多分、今のご説明だと、あまりにもお役所過ぎてしまって聞けないかなというのは、目的が同じで、使う金が違うから正当化されますというのはあり得ない話です、それは。やはり行政事業として、これは一般財源でやるべきことと超過課税でやるべきこととは明確に分けていただかないと、これは国の補助がつくやつで、これはつかないやつで、でも目的、最後は同じですということになると、結局、何でも方便についてしまいますので。

そこは、できるだけですが、これはもちろんきちんと全部を分けることはできませんけれども、できるだけ、今の説明ではさすがに聞いていられないです、それは。

(濱村森林政策課企画幹兼課長補佐)

ちょっと私の言葉足らずかもしれないんですが、これは、その私どもの県のほかの補助制度も同じなんですけれども、やはり二重に、どの補助金の制度を使っても、一つの事業に使うというのをできる限りなくしておまして・・・

(青木座長)

ですから、それはお役所の論理ではわかります。ただし外部の人間からすると、それはあくまで内部の話でしょうと、そういうことです。理解、外でそれを理解してくださいと言われても無理な話です、それは。

ですから、森づくりです、超過課税でとっていますというところで、狩猟者が確保されたら、何ですかこれはという話になるわけですよ、結局、鳥獣対策をするためのハンターを探してきますよということですよ、今、おっしゃっていたのは。

(濱村森林政策課企画幹兼課長補佐)

そういうような対象にはしていないということです。

(青木座長)

入れないということですか。

(濱村森林政策課企画幹兼課長補佐)

はい。

(青木座長)

でも、では何をされているんですか。私、聞いている限りでは、市町村支援金の中、鳥獣対策が非常に多いとお聞きしているんですけども。

(濱村森林政策課企画幹兼課長補佐)

それは緩衝帯整備という、鳥獣対策・・・

(青木座長)

一般財源でやっているのは何をやられているんですか。

(濱村森林政策課企画幹兼課長補佐)

一般財源といいますか、市町村・・・

(青木座長)

その11億円と言われる、鳥獣の。

(濱村森林政策課企画幹兼課長補佐)

それは防護柵の設置、農地を守るための防護柵の設置と、それから、捕獲者対策という形で、狩猟者ですよね。狩猟者が高齢化していたり、あるいは、なかなか減ってきているという中で、ハンターをどうしても育成しなければ、増やさなければいけないという中で事業を行っています。

(青木座長)

緩衝帯というのは、防護柵はつけないんですか。小さな話ですけども。

(濱村森林政策課企画幹兼課長補佐)

つけません。

(青木座長)

ただ空間をやるのと、柵をつくるのが違うので、これは違う制度ですと。

(濱村森林政策課企画幹兼課長補佐)

はい、違います。私どもはあくまでも森林づくりという観点でやっている、防護柵というのは農地を守るという観点で考えていただければと思います。

(青木座長)

同じことは繰り返し申し上げますが、なかなかそこは理解できないと思います。

(濱村森林政策課企画幹兼課長補佐)

そうですか。

(青木座長)

話を戻しましょう、林道整備には使っていませんということです。

ただし、どうすればいいのか。私が委員の先生方にお聞きをしているのは、このお金の性格は何でしょうか。超過課税の中から1億2,000万円をここに割り振っていますと、この説明を県民の方々にはどうしたらいいんでしょうかということをお聞きをされていて、県民の方には、森をつくるために超過課税をさせていただきます。そのうちの6分の1に相当しますが、おおよそ、6分の1は市町村に行っています。現状はメニューといいながら、この4つの区分があつてと、審査はされているということですが。

先ほどから申し上げているように、もっと細かくて決まっています、この県の仕事をあなたやってくださいというんだったらわかりやすく、私も胸を張って説明できるんですが。

(小澤委員)

ワーキング部会の合同会議の資料で今日いただいた1-3ですね。こちらで2番として、専門委員の方のご意見でも、やはり冒頭、事務局からあつたとおり、自治体、市町村で山の特性が異なる場合があるものですから、この第1の発言にあるとおり、やはり市町村でわかっている方が実施したほうがより効率的であろうという見方というのは結構多くあるのだと思います。

このお金自体も、先ほどお聞きすると補助金ということですので、それに対する、ある程度の報告といいますか、実績の報告もあるということですので、そこで担保をすればかなり明確になるのではないかというふうに思います。

多分、懸念されるのは、座長さんがおっしゃるとおり、その使い道といいますか、切り口というのを今ひとつ踏み込んで、そこはもし直すべきところがあれば直しながら、この形はやはり一番わかっている市町村がやる方が効率のいい話だろうというふうに思います。

(青木座長)

いかがでしょう、これ仕事の役割分担、分担といいますか、市町村の仕事、県の仕事の議論を始めると、延々と多分30時間ぐらい議論ができると思うんですけども、分権の話と同じで。市町村がやれば、一番よくわかっていてというのは全くそのとおりで、私も全く異論を唱えるところは全くございません。

ただ、そうなると、これ市町村の仕事なんですかという、今度、逆に質問が出てきて、いや市町村の仕事ではなくて、県の仕事ですと県の方はおっしゃる、このすき間をどうやって埋めたらいいのか。市町村の仕事だったら市町村にお任せすればいいんじゃないですか、もともと、では税源移譲しましょうと、逆にいえばということになって、何で、では県が超過課税をとるんですかという話です。では、お金がないからですかということになると、今度、では財源援助ですかという話になる。財源援助でしたら、もうちょっとやり方、違うやり方もあるのではないかという議論になってくるかもしれません。難しいんです、このお金、お願いいたします。

(沼尾委員)

これはおそらく里山に充てるというところで、やっぱり市町村に対する支援金のメニューだと思うんですね。

実際に里山保全をどう考えるかということなんですけれども。確かに、県の出先機関には優秀な方がいらっしやると思いますし、いろいろな事情もわかっているのかもしれませんが。これらの事務を市町村に移管した場合に、市町村で県と同じだけのマンパワーを確保できるのか。また、今、森林組合も非常に弱体化して厳しいという話を、ほかの県ではよく聞きます。長野県の場合、どうなのかが私はわからないので、ひょっとしたら的外れなことを申し上げてしまっているかもしれないんですけれども。

例えば、森林組合や所有者とのつながりは地元の役場のほうが強いのであれば、役場を中心にプログラムを進めていく仕組みを、県が直接実施するプログラムとは別に、用意しておく方法もあると思います。

ただ、その場合、この支援金の交付対象事業が、先ほどからの議論にも出ているように、森林づくりに関することであれば何にでも出せるという、非常に大ざっぱなものになっていて、事業計画が出た後の選定の中で実態に合っているかどうかを見ながら絞っていくという、その選抜の段階で中身を精査するという仕組みになっているんですね。それは一つの選定のあり方としてはいいと思います。地元の側からすると、ある意味、使い勝手がいいものになるのかもしれませんが。ただ、特別な超過課税でやっているということを考えたときに、通常の一般財源と違った財源を使って何かやるという場合に、そこはその特別に何が乗っかってきているのかが見えにくいところを、多分、青木座長はおっしゃっているんだろうと思います。

そこは、長野県としてどういう考え方で県民の合意をつくっていくのかということだと思いますので、まあ、どちらがいいというのは一概に言いにくいところもあるにはありますが。ただ、本来の租税原則の考え方からすると、非常に違和感を感じるという青木座長の考えはわかります。

長野県として、最終的に森林の整備が進んでいくということが非常に重要だということに立ったときに、上手に県民に対する説明責任を果たしつつ、その超過課税分が何に使われたのかということが目に見えるという仕組みとしては、ちょっとこの交付対象事業というのがざっくりし過ぎていて、だから、逆にこの選考方法、選定の際にどういう基準でどういう事業を採択したのかとか、その結果がどうだったのかというようなところが別途目に見える形で、例えば小澤委員が関わっておられるような、その県民会議の場で何か紹介されるとか、何らかの形で公表されるという別の形の何か説明がとられるのであれば、この仕組みもあり得るのかもしれないという気はしますが、今のところそういうことでもなさそうなので、ちょっとこのままだと説明がつきづらいかなという印象を持っています。

(青木座長)

ありがとうございます。

(春日森林政策課課長補佐兼企画係長)

今、沼尾先生のほうからお話のあった、その選定の経過の中で、県民の人たちに開かれ

た形で公開されるというか否かというようなお話ですが、先ほど資料にありましたとおり、10の県の現地機関の地方事務所というところが事務局を担い、地域会議で選定を行います。これは地域会議という公開の場でこの選定を行っておりまして、その時にはマスコミの方たちにも入っていただいて、それぞれ新聞報道等をしていただいております。

ですので、こういう事業が採択されましたというのは、各地域の新聞だとか、場合によっては県全域の新聞やテレビに載るとともに、県でもホームページで公開をしておりますので、できる限り公開をして、この事業の実施に当たっているという実態ではございます。

(沼尾委員)

例えば、これも他県の事例ですけれども、神奈川県では、そのようにして使われたものが実際にどういう成果を得たのかということ、事後評価ではないですけれども、県民会議の委員の方が現地に行って現場の方の話を聞いて、一定の指標のもとに評価したものを県のホームページで公開していたり、使われた結果がどうなったのかということについても、公表されたり、あるいは、その採択の基準がどういうところであって、それは県のほうの森林づくりの推進というところの、どういう施策が期待されるのかということが公表されていて、あとは、その事業をやっている場所で、これは県民のその超過課税を使っていますというような簡単な立て看板を、その間伐材でつくって置くとか、いうことをやっています。長野県でのそのあたりの取り組みは、どうですか。

(春日森林政策課課長補佐兼企画係長)

今、先生のほうからお話のあった内容については、ほとんど網羅しております。

その現地の確認につきましても、全箇所ではありませんけれども、その地域会議の開催の中で、年に一回現地調査で見させていただいたり、あと、年度の最終で、その実績を取りまとめて、その地域会議の中で報告をしていただいて、こういうものができ上がりました、またこういう効果がありましたというものは会議の中でも出していただいているところで

す。あと選定の方法につきましても、選定の基準を設けまして、こういう観点で選定をしてくださいということは、方向性をお示しした中でやっております。

(青木座長)

ありがとうございます。多分、今回こうやってがしがしと税金の議論をしているので、ここから先はあまり心配することないと思うんですけれども。今までですと例えば報告書、まだ我々書いていませんが、報告書もないので、この税って何です、この税でとったものは、こういう基準に基づいて使うんですということが、多分、あまり周知徹底されていなかったのかなということがやはり心配の種というか、一番ここがしっかりしていないと。

例えばメディアの方も入っていただいておりますけれども、メディアの方だって、森のためにいいことをやりますといえば、いいじゃないのという、それで多分、そうなるのが普通な人間の感情ですので、そうじゃなくてこの交付の基準、これから第2期に向けては少し、ちょっと変えていただかないと、おそらく報告書ではいけないと書くことになるとは思いますが、

やはりどういうものには使えて、どういうものには使えなくて、どういうことに使ってはいけないのかというような基準、それに応じた採択の基準、それと同時に、オープンにする規定も含めて、全部、これは何も地域の結託で行われていませんということも含めて、そういう透明感、基準の透明性をしっかりやっていると、かなりきついなというのが正直なところなんです。先生方、いかがでしょうか。お願いいたします。

(堀越委員)

ここの交付対象者、市町村というふうになっていまして、市町村から団体への補助事業も交付対象、団体等への補助事業も交付対象ということになっているようなんですけれども。実際に、今まで申請が218件で採択されたのが140件だそうなんです。この140件のうち、団体への補助事業は何件ぐらいあったんでしょうか。

(春日森林政策課課長補佐兼企画係長)

すみません、ちょっと今、手元に資料を持っていないので、また、ご報告させていただくということによろしいでしょうか。

(堀越委員)

主には、やはり市町村独自の事業というよりも、補助事業のほうの交付対象が中心になっているんでしょうか。

(春日森林政策課課長補佐兼企画係長)

すみません、大まかには、市町村が事業主体になったものか、それとも、市町村からさらに補助事業みたいな形で団体のほうにいつているかというご質問によろしいですか。市町村が自ら事業主体になっているものが多い状況です。

(堀越委員)

私の中で、この件に関しましてはまだ、迷いがあるというか、自分の中でこなれていなくて、どうしていったらいいかというところがあるんですけれども。

非常に、今、地域住民の活動というのが活発になってきていることは事実なんです。自治協の関係もありますけれども、自分たちの地域を住民が責任を持って生かしていこうという活動、そういった面から考えますと、この交付対象者が、市町村から下におりてきたその団体への交付、補助事業であるならば、やはり支援金という形なのかなというふうにも思ったんですが、市町村独自の事業、市町村が主体となってやっているのであるならば、むしろこの事業を特化して、県からの委託という形も考えられるのではないかなというふうなことも、今、ふと思っておる最中でございます。

(青木座長)

先生、今、おっしゃっていただいたのが一番明確なんです。委託であれば私も文句は言いません。いかがでしょうか、この第3点目の点につきましては。

もう一回、この研究会できるので、ぜひ、具体的な資料を、細かいものを、報道の方に

も公表していらっしゃるとのことですので、できるだけ次回細かな資料を、具体的にこういうものがありますと包み隠さずお示しをいただくのが、一つ成果、選び方はまた変えなければいけないにしても、今までの検証ということからすると、全県でこういう140件、全部出していただいてもいいと思いますけれども、こういうものを使って、幾ら使って、どういった人たちがかわってということを出していただくのが一番よろしいかというふうに思います。

それで、先ほどから申し上げていますように、特に、以上3点が疑問点なんですけれども、今日のご説明いただいた点も含めて、ご質問、ご疑問の点がありましたらぜひ積極的に事務局のほうまでお尋ねをいただいでください。私のほうにも連絡がきますので、私からも強くまたつつきますので、ぜひ疑問点をお出しいただければと思います。

(2) 政策減税の決定状況について

(青木座長)

それでは、もう最後、時間がほぼなくなりつつありますけれども、第2点目で、これも少し委員の先生方には大変恐縮でびっくりされることなんです。

政策税制について、前々回、前回ですか、前回、研究会で政策減税ということで、来年度、条例改正をお認めいただいたんですが、実はこの点についてはどう申し上げればいいのか。ご説明ください。

(小林税務課長)

それでは、政策減税につきまして、前回、第2回の研究会のときに県の考え方をお示しして、その中で委員の先生方からいろいろご意見をいただきました。

県としましては、第2回の研究会におきまして委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、この政策減税の取り扱いについて県として決定したところです。

お手元に資料2という資料がお配りしてありますけれども、これの一番右欄の真ん中に網掛けの部分があります。その中に、地方税制研究会の意見を伺いながら政策全般における税制を検討するため、1年間、単純延長というふうに記載させていただいております。

この辺が、当初、ご説明した県の方針を少し転換しまして、1年間の間にこの政策税制の内容を、また研究会の中で、委員の皆さんからご意見を伺いながらよりよいものにしていきたいということで、検討の題材に挙げさせていただくという方向でお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(青木座長)

総務部長もいらっしゃるので、私がいまあまりはみ出て申し上げるのもふさわしくないんですけども、委員の先生方もお感じのように、はっきりいうとあまり効果にどうなのかと、金額的にも効果の上でもどうなのかというところなので、理事者の判断で、もう少しやっぱり検討し直せということで、我々ちょっと時間切れで安易に流してしまったんですけども、もう一回考え直してほしいということです。

個々の政策について、この政策がそもそも何を狙っているものなのかも含めて、少し

やっぱり担当部局の方々からはご意見をお伺いした上で、我々としてのアイデアも含めてお出しをしたい。堀越委員なんかも、特に母子家庭云々ということをおっしゃっていらっしやいましたので、ぜひ斬新なアイデア、おそらく単純に補助金ですとか、減税を絞るといふよりも、むしろ逆にどうやったら政策の効果が上がるんだらうということから考えていただければよろしいかと思ひます。

創業等に係る政策減税、中小、NPOから始まって、障害者、母子家庭、環境といふところあたり少し、これ部局をまたいでも私がかまわないと思ひていますし、税制研究会のほうから、少しアイデアを仕掛けてもいいかなといふふうに思ひておりますので、次回以降、ぜひ少し、ときどきお考えをいただひてアイデアをためておひていただひて、この政策減税、どうやったら充実していくんだらうと。せつかく、わざわざ公平を害してまで政策を追求するわけですから、それなりに効果のあるもの、どうやったら母子家庭の母親の雇用が確保されるんだらうといふことでお考えをいただきたいといふふうに思ひております。

ですので、前回通していただひきましたけれども、待ったがかかったおわびと、これからのお願いといふことで、本日の時点ではしておきたいと思ひます。何かご質問、ご意見がございましたら、よろしいでしょうか。次回以降にこれはアイデアとご意見をいただきたいといふふうに思ひておりますので、ぜひいろいろとご検討の上、ご参集いただければと思ひます。

(3) その他

(青木座長)

それでは、時間になりましたので、今日も充実した中身になったかと思ひますけれども、事務局にお返しをしますので、次回の開催等も含めてお願いをいたします。私のほうからはお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

(濱村森林政策課企画幹兼課長補佐)

最後にちょっと、補足でいけないんですけれども、先ほどの議論の中で、未来永劫ずっと森林税なんかやるようなイメージが持たれるとちょっと困るんですけれども、私どもが、あと残り必要としているのが45,000haの里山整備という形で、これを何とか、限られた時間の中で集中してやっていきたいといふ考えを持っております。

それともう一つ、先ほど堀越先生のほうからも、納税者が本当にその私有林を整備するといふ形で理解されているのかといふようなお話があったかと思ひますけれども、この今の税のスタートする19年のときに、何度となく地域を回ってそういった私有林の整備といふ形で説明はした上で、私どもは整備しております。

その上で、昨年度アンケート結果をしたところでは、今日の資料の1-2の最後のほうにアンケート結果がついております。既に、過去においても資料を出させていただひきましたけれども、8割の方が森林税に対して継続に向けた賛成といふような形で、ご理解はいただひているといふこともぜひちょっとご理解いただひて、お願いしたいと思ひます。

本当に、最後のお願いでいけないんですけれども、よろしくお願ひいたします。

(茅野税務課企画幹兼課長補佐)

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

次回の開催でございますけれども、大変年度始めのお忙しい時期に大変恐縮でございますけれども、できましたら4月の下旬に第4回目を行いたいと思っています。それで続いて、第5回目を5月の中旬ごろに開催したいと思っておりますので、日時等につきましては改めてまたご相談させていただきますので、何分にもよろしくお願ひしたいと思います。

4 閉 会

(茅野税務課企画幹兼課長補佐)

それでは、大変長時間にわたってありがとうございました。これで第3回目の長野県地方税制研究会を終了させていただきます。委員の皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。